

自然科学研究機構基礎生物学研究所規則

平成16年4月1日
基研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号。以下「通則」という。）第16条の規定に基づき、自然科学研究機構基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織について定めるものである。

(研究部門)

第2条 通則第37条第1項の規定により、研究所に次の表に掲げる研究部門を置く。

| 研究部門の名称 |
|--|
| (研究部門) <ul style="list-style-type: none">・細胞動態研究部門・定量生物学研究部門・クロマチン制御研究部門・生殖細胞研究部門・分子発生学研究部門・初期発生研究部門・神経行動学研究部門・生物進化研究部門・共生システム研究部門・進化発生研究部門・環境光生物学研究部門・植物環境応答研究部門 |
| 備考 |

(研究施設)

第3条 通則第37条第2項に定める研究施設の組織及び運営については、研究所長が別に定める。

(研究室及び研究ユニット)

第4条 通則第37条第3項の規定により、研究所に次の表に掲げる研究室及び研究ユニットを置く。

| 研究室及び研究ユニットの名称 |
|--|
| (研究室) <ul style="list-style-type: none">・進化ゲノミクス研究室・バイオリソース研究室・再生生物学研究室・神経細胞生物学研究室・幹細胞生物学研究室・オルガネラ制御研究室・神経生理学研究室・ゲノム情報研究室・時空間制御研究室 |

(研究ユニット)
・分野横断研究ユニット

(研究主幹)

第5条 通則第36条に規定する研究所に置かれる主幹は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第一研究主幹
- 二 第二研究主幹
- 三 第三研究主幹
- 四 第四研究主幹
- 五 第五研究主幹

(教授会議)

第6条 研究所の研究及び運営に関する事項について研究所長を補佐するため、基礎生物学研究所教授会議を置く。

2 基礎生物学研究所教授会議の組織運営に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年基研規則第15号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年基研規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年基研規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年基研規則第9号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年基研規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年基研規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年基研規則第3号)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年基研規則第3号)

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年基研規則第2号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年基研規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年基研規則第6号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年基研規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年基研規則第4号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年基研規則第2号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和4年基研規則第1号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。